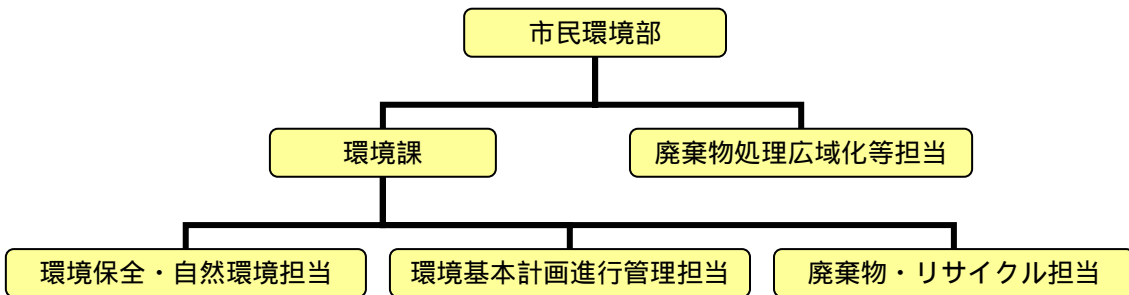


第 2 章 環境行政の推進

1 環境行政推進体制

1) 行政組織体制

図 2 - 1 行政組織体制図（平成 17 年 4 月 1 日現在）



2) 環境審議会

北広島市環境基本条例第 28 条第 1 項の規定に基づき北広島市環境審議会が設置され、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議しています。

審議会委員は学識経験者 3 名、事業者代表 3 名、市民（公募）4 名の計 10 名で構成され、任期は 2 年間となっています。

表 2 - 1 北広島市環境審議会委員名簿（順不同）

氏 名	所 属 等
五十嵐 恒 夫	北海道大学名誉教授
村 野 紀 雄	酪農学園大学教授
佐々木 均	酪農学園大学短期大学部教授
山 根 勸	北広島商工会
中 村 洋	北広島市工業振興会
松 原 幸 雄	道央農業協同組合
山 北 雅 宏	市民公募
佐 藤 誠 一	市民公募
三 橋 和 子	市民公募
長谷川 眞知子	市民公募
備考	
1 : 会長、 : 副会長	
2 上記委員の任期は平成 17 年 4 月 27 日～平成 19 年 4 月 26 日	

3)環境保全推進委員

北海道がおこなう環境の保全及び創造に関する施策に道民の意見を反映させるため、北海道環境基本条例の規定に基づき、環境保全推進委員が置かれています。

環境保全推進委員制度は、2年間の任期で地域における環境情報を道に提供したり、地域で行われる環境保全活動に対して、助言等を行っています。

推進委員は公募又は支庁長の推薦により選考され、知事により委嘱されます。北広島市内からは表2-2の2名が委嘱を受けています。

表2-2 環境保全推進委員

氏名	任期
室松 正雄、段坂 尚揮	任期：平成17年6月6日～平成19年6月5日

2 環境基本条例・環境基本計画

環境基本法が平成5(1993)年11月に制定され、国の環境の保全に対する総合的な枠組みが示されました。地方公共団体に対しても、環境の保全に関し国の施策に準じた施策や地方公共団体の区域の自然的条件に応じた施策を策定する責務が課せられました。

北広島市においては、地域における環境問題を適切に把握し、市民一人ひとりの行動が環境への負荷の少ないものへと変えていくことで、よりよい環境を育て、次代を担う子供たちに引継いでいくため、環境の保全や創造についての基本理念や市民及び事業者などの役割を定めた北広島市環境基本条例を平成12(2000)年3月に制定し、平成13(2001)年3月には、各種環境に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的とした北広島市環境基本計画を策定しました。

この基本計画では、環境への負荷の少ない循環型社会を構築していくための道すじを示す長期的な目標を掲げるとともに、その達成のため10か年間になすべき具体的な施策を明らかにして、市民・事業者・市のそれぞれでの環境の保全及び創造に向けた自主的、積極的な取組を推進していくことにしています。

1) 環境基本計画の体系

図 2 - 2 ひとづくりのための環境施策の体系

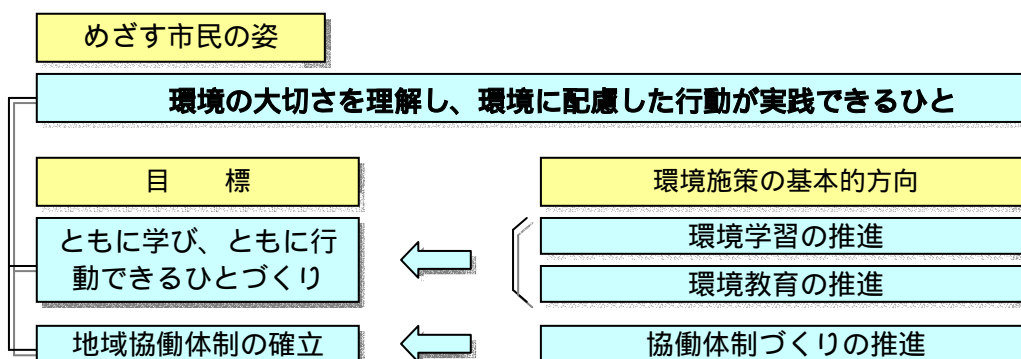
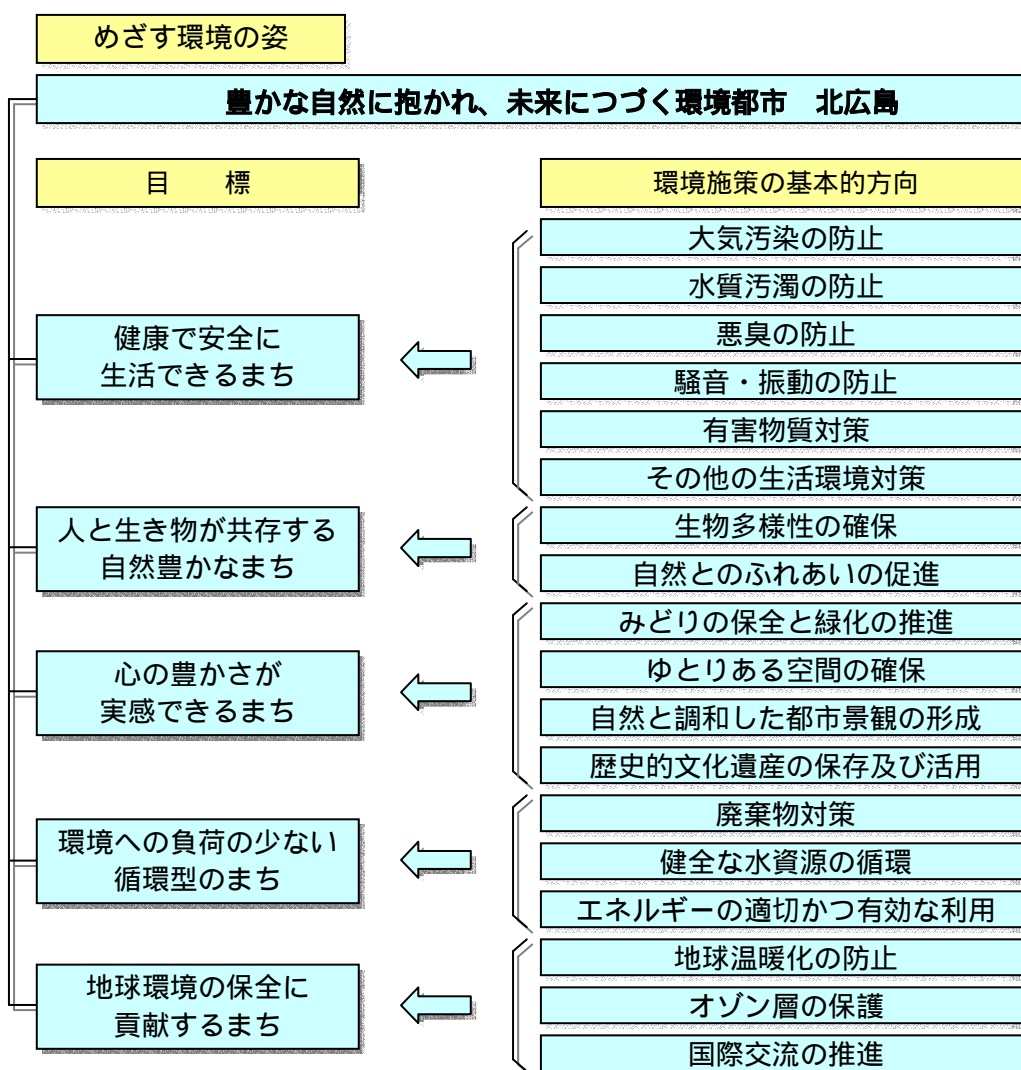


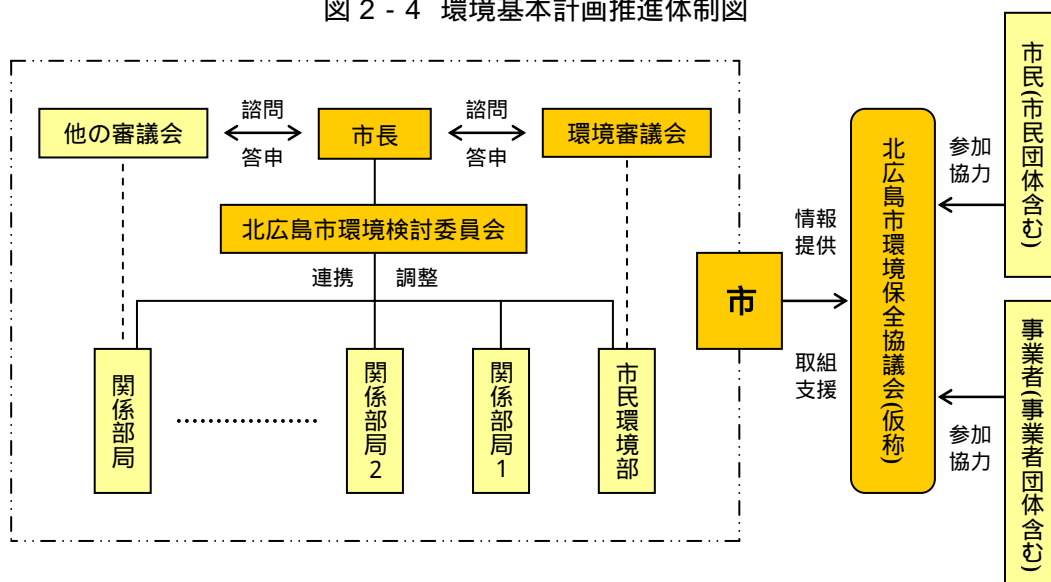
図 2 - 3 まちづくりのための環境施策の体系



2) 計画の推進体制

北広島市環境基本計画を着実に推進するためには、市だけでなく、市民、事業者と一体となった体制を作り、幅広く環境問題に対応する施策を推進していきます。

図 2 - 4 環境基本計画推進体制図



3) 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、計画の進行状況を毎年定期的に把握、評価を行ない、着実な進行を図ります。関係部局においては、各種施策・事業を推進していくうえでの具体的な環境配慮を計画時点において、できるだけ定量的に明確にし、施策・事業の完了時点で課題の整理や評価を行うとともに、進行中の施策・事業については毎年定期的に環境配慮の明確化と課題の整理・評価を行なうものとします。

なお、進行状況の評価に基づいて、環境問題を取り巻く状況の変化や社会情勢等の変化に対応した計画の見直しを適切に行っていきます。

(1) 各種施策・事業の計画時点で、環境配慮を明確化 完了時点で課題の整理・評価

(2) 進行中の施策・事業は毎年定期的に、環境配慮を明確化 課題の整理・評価

(3) 進行状況、環境問題・社会情勢の変化に対応して、計画を適切に見直し

平成 16 年度施策・事業の実績、評価、平成 17 年度以降の施策・事業の予定、課題は表 2 - 3 のとおりです。

表 2 - 3 平成 16 年度施策・事業の実績、評価等一覧

施策項目	平成 16 年度施策・事業の実績、評価	平成 17 年度以降の施策・事業の予定、課題
ともに学び、ともに行動できるひとづくり		
環境学習の推進	林間学園・レクの森開放事業 平成 16 年度の生涯学習事業として以下のとおり体験教室や観察会を実施した。 森の観察 7/31 26 人 草花の観察 8/1 23 人 どんぐりを食べよう 10/9 13 人 バードウォッチング 3/27 22 人 冬を楽しくかんじきウォーキング 3/20 40 人 クマザサですだれづくり 7/27 15 人 (教育委員会生涯学習部社会教育課)	社会教育事業としてボランティア団体との協力で事業を実施しており引き続き 17 年度も事業を実施していく。
	北広島の昆虫展 エルフィンパークにおいて昆虫展を開催した。 7/30～8/10 観覧入場者 3,698 人 (教育委員会生涯学習部社会教育課)	「いくぞ!北広こんちゅう隊」の協力により実施した。次年度も実施予定。
	野鳥観察会 野鳥観察とともに市内の自然に触れるの場の提供として、北広島レクリエーションの森で開催した。11 名が参加し、20 種類の鳥の姿、鳴き声を確認した。(環境課)	参加者への周知方法として、広報誌の他 FM メイブルの活用や新聞等への依頼も実施。
	北方四島の自然を訪ねて 芸術、文化ホールにおいて講師を招き北方四島の植物や自然について説明を行い、写真などの資料を展示した。 2/20 観覧入場者 65 人 (教育委員会生涯学習部社会教育課)	郷土学習のテーマとして、北方領土の動植物を紹介。
	生活講座(ケナフの紙すき等講座) ケナフを栽培し、その葉や茎を用いた紙すきや織物講座を開催した。ケナフは二酸化炭素の吸収量が多い植物であり、その栽培等を通して、地球温暖化について考えるきっかけを作ることができた。4 回開催し、延べ 44 名が参加した。(公民館教室・環境課)	ケナフは外来種であるため、外来種問題に関する情報提供も実施。
	家庭での啓発事業 エコクッキングを開催し、食材の輸送に係る燃料消費は、地球温暖化の一因となるため、地元の食材を改めて見直し、積極的に利用するよう薦めた。参加者は 23 名であった。(環境課)	調理時にごみを減らす工夫をするなど環境に配慮した調理方法を周知している。
普及・啓発事業の推進	環境基本計画の進行管理 16 年度においては北広島のかんきょうに係る事業評価について審議会を開催 1/27 開催(環境課)	17 年度は審議会を 2 回開催 17 年度審議委員改選

施策項目		平成 16 年度施策・事業の実績、評価	平成 17 年度以降の施策・事業の予定、課題										
環境学習の推進	普及・啓発事業の推進	北広島のかんきょうの配布 北広島市における環境の概要をまとめた「北広島のかんきょう」を作成し、各出張所、図書館等に閲覧用図書として常備した他、市内 16 小中学校、3 高等学校に配布した。（環境課）	より多くの市民、事業者に見てもらうため、ホームページで閲覧できるよう整備している。										
		環境パンフレット作成 総合学習として動植物の生息状況等についてのパンフレットを作成している。地図や写真を多く掲載しているため小中学生にも分かりやすく、地域の環境に関心を持つ良いきっかけとなる。（環境課）	パンフレットを作成し今後も継続して啓発に努める必要がある。										
地域協働体制の確立													
協働体制作りの推進	地域活動の推進	集団資源回収 自治会、子供会等の単位での集団資源回収に対し、奨励金（資源引渡し総重量 1kg 当たり 3 円）を交付した。平成 16 年度の登録数は 107 団体であり、新聞紙をはじめとする資源物を再生事業者へ引き渡すことで資源の有効利用が図られた。（新聞紙 1,791 トン、雑誌 318 トン、ダンボール 151 トン、紙パック 17 トン、ビン 11 トン、アルミ缶 8 トン、スチール缶 1 トンなど）（環境課）	回収団体登録数が 107 団体と増えており、今後は、未実施地区への啓発と収集品目を増やすよう収集業者へ働きかけて行きたい。										
	近隣市町村等との連携・協力	千歳川水系水質保全連絡会議 定例連絡会議、担当者会議、特定事業所視察を各 1 回開催し、千歳川水系の水質保全に関する情報交換等を行った。また、4 市 2 町による千歳川水系 20 地点での水質測定を年 6 回行った。BOD や大腸菌群数がやや高い値となっているが、おおむね問題はない。また、アンモニア性窒素が高い値を示している地点があった。（環境課）	水質測定は同日測定であるが、採水地点により天候・降水量が異なり測定結果に影響を及ぼす恐れがあったため、平成 15 年度から天候等も報告することとした。これについては、平成 17 年度以降も実施していく。測定結果では、アンモニア性窒素については、基準値が定められていないが、島松川が他の河川に比べ高い値を示しており、現地調査を実施する必要がある。										
健康で安全に生活できるまち													
大気汚染の防止	自動車の適正な使用の推進	自動車の低公害車の導入 集中管理用庁用車や各課の利用について低公害車の導入を推進していく 16 年度 5 台（総務 3 台、水道、納税各 1 台）（総務課）	平成 16 年度ハイブリッド車 1 台増車。今後、低公害車の拡大について検討していく。										
		福祉バス運行事業 幹線道路の走行やアイドリングストップなどにより、排出ガスの排出量や燃料消費量を抑制し、騒音・振動・大気汚染に配慮した。走行距離等を平成 8 年度と比較すると下表のようになった。 <table border="1" data-bbox="379 1832 900 1975"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>走行距離 (km)</th> <th>燃料使用量 (ℓ)</th> <th>燃費 (km/ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 年度</td> <td>22,110</td> <td>6,408</td> <td>3.45</td> </tr> <tr> <td>16 年度</td> <td>27,662</td> <td>9,960</td> <td>2.78</td> </tr> </tbody> </table> （総務課）	年度	走行距離 (km)	燃料使用量 (ℓ)	燃費 (km/ℓ)	8 年度	22,110	6,408	3.45	16 年度	27,662	9,960
年度	走行距離 (km)	燃料使用量 (ℓ)	燃費 (km/ℓ)										
8 年度	22,110	6,408	3.45										
16 年度	27,662	9,960	2.78										

施策項目		平成 16 年度施策・事業の実績、評価	平成 17 年度以降の施策・事業の予定、課題
大気汚染の防止	自動車交通対策	幹線道路の整備 街路整備事業：羊ヶ丘通線、道道栗山北広島線 道路整備事業：生活道路の改良 243m、輪厚仁別線、輪厚川通線・広島幹線 1 号交差点、西裏線 橋梁、西の里中学校通線 340m、輪厚三島線 400m（土木課）	街路整備については、道道で整備されており、羊ヶ丘通線、道道栗山北広島線の 2 路線を実施している。 輪厚仁別線は羊ヶ丘通の関連道路として整備を進めている。
	自転車走行に配慮した整備	自転車道の区画線整備 共栄南 1 号線 135m 稲穂通線、中央通線 2300m 北進通線 1300m （土木課）	環境への負荷低減を図るため、自動車交通を押さえ、自転車利用を促すためサイクリングネットワークの整備を実施 安全対策：区画線
	家庭や商店、オフィス等における対策の推進	監視パトロール 21 件の野外焼却に関する指導を行い、簡易焼却炉の撤去や焼却行為の中止を実施させた。 （環境課）	野外焼却については、継続して市民や事業者への啓発が必要である。
	大気汚染調査、監視体制の整備、充実	大気汚染物質分析測定 市内 9 地点でいおう酸化物、4 地点で窒素酸化物の測定を実施した。2 項目ともに過去の測定値等と比較して、問題となる数値ではなく、安全に生活できる環境が保全されていることが確認された。（環境課）	簡易測定を実施しているので、今後は環境基準との比較が出来る測定を実施していくよう検討していく。
水質汚濁の防止	事業場等に対する規制及び改善指導	畜産環境保全施設整備事業の推進 堆肥舎等の整備により、家畜排泄物の流出や地下浸透が防止され、水質汚濁対策が進展した。 （環境課）	整備した施設であっても適正な管理を怠ると河川等の水質汚濁を招く恐れがあるため、定期的な監視が必要である。
	油流失対策	啓発資料の配布 油流出事故の防止方法（ホームタンクの点検）についての啓発資料を作成し、市役所、出張所等の窓口で配付した。（環境課）	落雪等による配管の破損事故が起きているため、広報誌等によりさらに啓発する必要がある。
	水質の把握	河川水質分析測定事業 市内 3 地点において年 6 回、市内 21 地点において年 2 回の水質分析測定を実施した。BOD や大腸菌群数がやや高い値となっている河川があるが、おおむね問題はない。また、アンモニア性窒素が高い値を示している地点があった。 （環境課）	河川水質分析については、年間の測定回数が少なく、それを補うための定期的な監視が必要である。 BOD や大腸菌群数の測定値が継続して高い値を示している地点については、現地調査を実施する必要がある。 アンモニア性窒素については、基準値が定められていないが、島松川が他の河川に比べ高い値を示しているため、現地調査を実施する必要がある。
	農業水質分析測定事業 市内 8 ゴルフ場からの排水及び河川水（島松川、輪厚川）について、23 種類の農薬に対し 51 検体の農薬検査を行いました。全て指針値以下となっていた。 （環境課）	今後も継続して実施する。	

施策項目		平成 16 年度施策・事業の実績、評価	平成 17 年度以降の施策・事業の予定、課題
悪臭の防止	悪臭発生源対策	悪臭発生源調査 現地調査を 5 件実施した。うち、4 件については原因者を特定し指導を行ったが、残り 1 件については発生源を特定できなかった。 (環境課)	指導内容どおりに作業を実施しているかの監視等を継続して実施する必要がある。
	悪臭の状況把握	悪臭物質濃度等測定 平成 16 年 9 月、12 月、平成 17 年 3 月に㈱ホクリョウ生産札幌農場の敷地境界で悪臭の測定を実施した。アンモニアが規制基準を超えており、その不快な臭気は広範囲に及び著しく住民の生活環境を損ねていると認められたことから、事業者に対し指導した。(環境課)	指導により、施設の改善等を行ったが、十分な脱臭効果が得られていないため、監視、指導、悪臭測定等を継続していく。
騒音・振動の防止	事業活動に伴う騒音・振動の防止	法規制対象外の特定建設作業に対する指導 法規制対象外の特定建設作業を実施する場合、その施工業者に対し、届出の提出及び付近住民への事前説明を実施するよう指導した。年間実施件数は 7 件であり、これらの工事に対する苦情は寄せられなかった。(環境課)	今後も継続して実施する。
		道路改築、道路改修、生活道路整備及び歩道造成事業(9件) 通過交通の増大に対する道路改築、生活道路の改良工事が実施されている。工事の実施に当たっては、これまでと同様に低騒音・低振動型建設機械を使用して実施している。 (土木課・環境課)	今後も低騒音・低振動型建設機械の使用徹底を図る。
		水道第 5 期拡張事業・配水施設の移設、改良工事 輪厚配水池の建設、配水管 5160m 工事施工に際しては、周辺環境に配慮し、作業時間を制限するとともに、低騒音・低振動型建設機械の使用を指導した。 (水道施設課・環境課)	住宅地やその周辺の公道上等での工事となることから、騒音・振動などによるトラブルを避けるため、今後も低騒音・低振動型建設機械の使用徹底を図る。
	騒音調査、監視体制の整備、充実	自動車交通騒音等測定 市内 3 地点で 2 時間帯(昼間、夜間)の自動車交通騒音の測定を実施した。6 測定値のうち、5 測定値が環境基準を超えたものの、6 測定値全てが要請限度の範囲内であった。 (環境課)	3 地点での測定を継続して実施する。また、地域住民の要望等に応じて自動車交通騒音等の測定を実施していく。
有害物質対策	ダイオキシン類測定 道が国道 36 号の沿道調査で大気中のダイオキシン類測定を大曲中学校で実施した。夏、冬の年 2 回測定したが、その結果は環境基準値未満であった。(環境課)	平成 11~13 年度に大気、土壌調査を実施し、市内 5 地区の現状把握調査を実施している。いずれの地点においても、環境基準値未満であった。追跡調査は実施していないが、状況に応じて測定を実施していく。	

施策項目		平成 16 年度施策・事業の実績、評価	平成 17 年度以降の施策・事業の予定、課題
人と生き物が共存する自然豊かなまち			
生物多様性の確保	野生生物の種の保存	アライグマ捕獲事業 生態系をかく乱する恐れのある外来種であるアライグマの駆除を道と連携して実施し、124 頭を捕獲した。 (環境課)	全道的に見ると、アライグマの生息域が年々拡大し、農業被害額も増加してきていることから、道と連携するなどして今後も駆除を継続して実施する必要がある。
心の豊かさが実感できるまち			
ゆとりある空間の確保	農とのふれあいの場の確保	農村景観づくり事業 市民の目につきやすい道路沿いを重点に緑肥作物(ヒマワリ、クローバー等)を植えることにより、農村景観の保全が図られ、農園を取り巻く景観が美しくなった。緑肥作物の作付けにより、化学肥料の使用を抑制することができ、また病害虫の発生が抑えられた。 (農政課)	景観を維持するため、除草作業等の維持管理に係る農業者の負担が大きい。
		市民農園開設事業 農的生活に対する都市近郊市民のニーズに 대응しており、農地の有効活用が図られている。16 年度については、富ヶ岡地区 200 区画を増やし、需要に十分応えられた。(西の里 120 区画、中の沢 100 区画、大曲 100 区画、富ヶ岡 200 区画) (農政課)	市民農園の運営管理は、農家自身が行うことが原則であり、利用者へのサービス向上が農家自身に求められている。
環境への負荷の少ない循環型のまち			
廃棄物対策	排出抑制の推進	生ごみ堆肥化容器(コンポスト)の購入助成 助成数は 226 個であった。平成元年度から助成を開始したが、平成 16 年度時点での利用可能コンポスト数は 935 個と推測され、それらによる年間の生ごみ減量効果は 200 トンである。 (環境課)	平成 17 年度の助成予定数は、250 個であり、それらによる年間の生ごみ減量効果は 54 トンである。
廃棄物対策	廃棄物収集・処理の適正化	廃棄物の分別収集事業 容器包装物等の分別を徹底し、埋立処分されるごみの減量化、再資源化が図られた。(紙製容器包装 167 トン、プラスチック製容器包装 255 トン、ガラス容器 190 トン、ペットボトル 82 トン、紙パック・ダンボール 351 トン、スチール缶、アルミ缶 140 トン、鉄くず 145 トン) (環境課)	ごみの重量の 4 割を占める生ごみの減量化を進めるとともに、ミックスペーパーの資源化についても検討を進めていく。
健全な水資源の循環	水道水の安全供給と水質の保全	水質検査の実施 安全な水道水の供給のため各配水池及び系統末端給水栓における水質検査を実施し、また行き止まり配水管で計画的に洗管を行うことにより、安全な水道水の供給を行うことができた。 (水道施設課)	より安全な水道水の供給に対応するために、水質検査の継続と計画洗管箇所の見直しが必要である。

施策項目	平成 16 年度施策・事業の実績、評価	平成 17 年度以降の施策・事業の予定、課題
地球環境の保全に貢献するまち		
地球温暖化の防止	<p style="text-align: center;">北広島市環境保全に向けた率先実行計画進行管理事業</p> <p>実態把握調査の結果、平成 16 年度実績を基準年度（平成 8 年度）実績と比較すると、二酸化炭素排出量 4.44%、電力量 11.50%、灯油 7.9%、重油 2.1%、ガソリン 7.2%、軽油 3.9%、LPG752.6%（給食棟の増設による）となった。また、省エネ・省資源対策に関する調査の結果、残業時や会議室使用時における不要照明の消灯、冷暖房の適切な温度設定、ミスコピー紙のメモ紙への活用、資源ごみの分別、物品等の修繕による長期間使用等について高い実施率で実践されていることが分かった。 （環境課）</p>	<p>調査の結果、実施率の低い取組があることから、職員を対象とした普及啓発や情報提供に努め、職員の環境問題に対する意識の向上を図るとともに、省エネ、省資源に関する取組を推進する必要がある。 また、将来的には、省エネルギー型施設への転換や省エネルギー型設備の導入、低公害車への切り替えなどハード面での整備についても検討する必要がある。</p>

3 北広島市環境保全に向けた率先実行計画(市役所の事務・事業に於ける地球温暖化対策推進実行計画)

1) 計画の策定及び推進

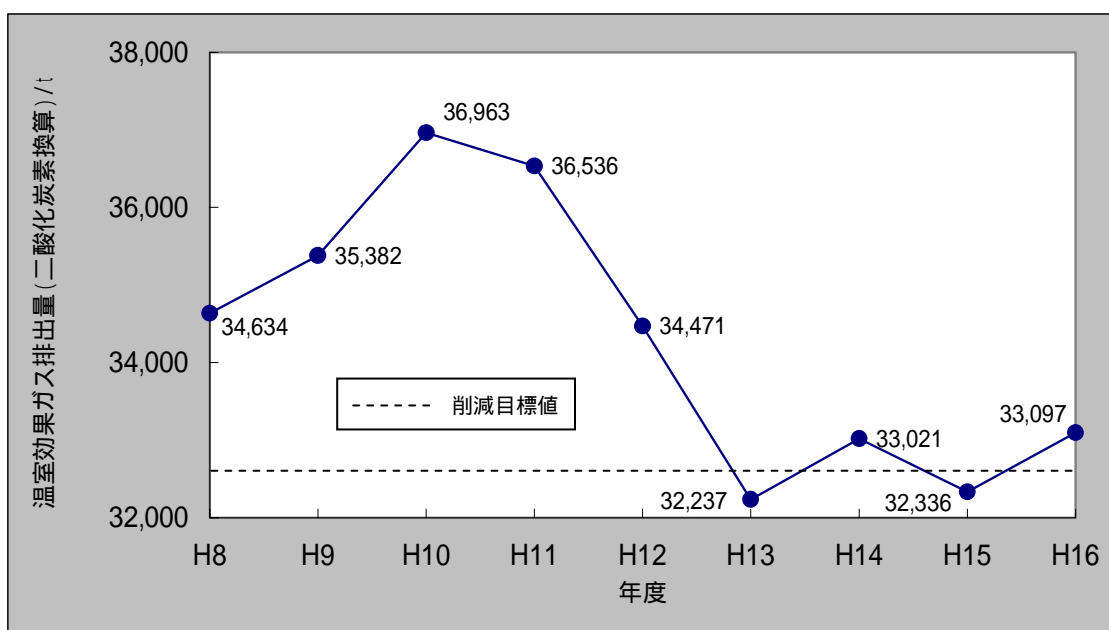
市では、環境への負荷の少ない環境重視型社会の構築に向けた様々な取組みを進めていますが、市役所自らが環境保全に向けた行動を率先して実行するために、平成10(1998)年度に市役所の事務事業全般にわたる環境への配慮という目的から『北広島市環境保全に向けた率先実行計画』を策定し取組みを進めてきました。

平成11(1999)年4月に地球温暖化対策の推進に関する法律が施行され、都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の措置に関する計画策定が義務付けられたことを受け、平成13(2001)年1月温室効果ガスの排出量、削減目標数値などの要素を加え、『改定 - 北広島市環境保全に向けた率先実行計画』を策定しました。

市役所の事務事業から排出される温室効果ガスを二酸化炭素に換算すると、1996年(平成8年)では、34,634t 排出されています。この排出量に対し、削減目標を6%、削減目標年度を2004年度(平成16年)と定め、目標達成のため様々な取組を実践してきました。

残業時における不要照明の消灯、適正な冷暖房温度の設定や低公害車の導入による燃料使用量の削減、リサイクルの推進やコンポスト容器の普及によるごみ埋立処分量の減少などの効果から、平成10年度をピークに温室効果ガスの排出量は減少し、平成13年度、平成15年度には、削減目標数値を達成しました。しかし、IT化の推進によるパソコン設置台数の増加、人口増加に伴うごみ量の増加により、平成16年度の温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算値)は、前年度を上回る33,097t(平成8年度比では4.44%の減)となりました。

図2-5 温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)の経年変化(全公共施設)



2) 省エネ・省資源対策の取組状況及び問題点

市役所各部署、出先機関、小中学校等の公共施設に対し、省エネ対策の取組状況及び省エネ対策の問題点に関する調査を実施しました。その結果は表 2 - 4 及び表 2 - 5 のとおりです。

この調査結果から、省エネ対策に関する 47 項目の取組については、「実施・ほぼ実施」を合わせると高い割合で実施されていることがわかりました。

しかし、次に掲げる ～ の事項については、今後も更なる取組が必要と思われます。

昼休みの消灯、間引き照明の実践

ノー残業デーの推進

電気ポット・コーヒーマーカーの使用禁止

アイドリング・ストップの実践

マイカー通勤の自粛

洗車方法の改善(回数・方法など)

ポリ容器入りの弁当等の購入を控える

過剰包装とならない様に業者に要請する

リサイクル商品（エコマーク商品等）の購入の推進

廃棄時に環境負荷の少ない商品、リサイクルシステムの確立している商品の購入

パソコン・プリンター等の電気使用量の削減

メールや財務会計システムに伴うプリントアウト数（紙使用枚数）の削減

表 2 - 4 省エネ対策の取組状況に関する調査結果(平成 16 年度)

	取 組 内 容	実施	ほぼ 実施	実施 せず	実施率
1	昼休みの消灯	60.0%	15.7%	24.3%	75.7%
2	残業時における不要照明の消灯	78.1%	21.9%	0%	100%
3	間引き照明の実践	38.7%	30.7%	30.7%	69.3%
4	会議室使用时における不要照明の消灯	80.0%	15.4%	4.6%	95.4%
5	効率的な照明の配置	61.1%	19.4%	19.4%	80.6%
6	ノー残業デーの推進	19.7%	42.4%	37.9%	62.1%
7	使用していないOA機器の電源を切る	42.3%	50.0%	7.7%	92.3%
8	コピー機節電スイッチの励行	73.2%	19.7%	7.0%	93.0%
9	電気ヒーターの温度設定を 15 以上にしない	61.5%	30.8%	7.7%	92.3%
10	冷房設定温度を 28 にする	44.4%	38.9%	16.7%	83.3%
11	個人用電気ストーブの使用自粛	91.1%	6.7%	2.2%	97.8%
12	個人用扇風機の使用自粛	86.7%	13.3%	0%	100%
13	電気ポットの使用禁止	58.2%	10.4%	31.3%	68.7%

14	コーヒーマーカーの使用禁止	70.0%	3.3%	26.7%	73.3%
15	冷蔵庫設置台数の適正化	81.6%	8.2%	10.2%	89.8%
16	自動販売機設置台数の適正化	100%	0%	0%	100%
17	室内平均気温 20 の暖房設定	51.9%	40.5%	7.6%	92.4%
18	アイドリング・ストップの実践	42.6%	36.8%	20.6%	79.4%
19	公共交通機関の利用（出張時）	34.3%	51.4%	14.3%	85.7%
20	エコドライブの実践（急発進しないなど）	71.6%	23.0%	5.4%	94.6%
21	庁用車の適正な管理（整備点検の励行等）	82.8%	17.2%	0%	100%
22	庁用車の効率的な使用	77.5%	20.0%	2.5%	97.5%
23	マイカー通勤の自粛	14.3%	24.3%	61.4%	38.6%
24	ミスコピーの防止	31.3%	65.0%	3.8%	96.3%
25	両面コピー・両面印刷の徹底	37.5%	60.0%	2.5%	97.5%
26	輪転機使用の徹底	52.4%	39.7%	7.9%	92.1%
27	ミスコピー用紙のメモ紙への活用	67.9%	25.6%	6.4%	93.6%
28	庁舎内文書における鑑の省略	53.1%	43.8%	3.1%	96.9%
29	必要以上のコピー・印刷はしない	62.2%	37.8%	0%	100%
30	簡潔明瞭な文書・資料の作成	42.0%	58.0%	0%	100%
31	電子メールの利用によるペーパーレス化	37.7%	54.1%	8.2%	91.8%
32	職員の名刺を再生紙にする	60.0%	21.8%	18.2%	81.8%
33	用途に応じた再生紙の指定（印刷物の外注の場合など）	48.3%	34.5%	11.2%	82.8%
34	食器類を洗う際に水を出したままにしない	67.5%	32.5%	0%	100%
35	トイレ使用時の水使用量の削減	44.9%	39.1%	15.9%	84.1%
36	洗車方法の改善	58.8%	17.6%	23.5%	76.5%
37	節水型機器や流水音装置の設置の検討	0%	4.8%	95.2%	4.8%
38	使い捨て物品の使用自粛（紙コップ等）	55.9%	27.9%	16.2%	83.8%
39	ポリ容器入りの弁当等の購入を控える	22.0%	32.2%	45.8%	54.2%
40	ファイル等の再利用	53.7%	39.0%	7.3%	92.7%
41	過剰包装とならない様に業者に要請する	33.9%	41.1%	25.0%	75.0%
42	物品等の修繕による長期間の使用	66.7%	30.9%	2.5%	97.5%
43	紙・ビン・缶等資源ごみの分別収集の徹底	80.2%	18.5%	1.2%	98.8%
44	リサイクル商品（エコマーク商品等）の購入の推進	34.6%	38.3%	27.2%	72.8%
45	廃棄時に環境負荷の少ない商品、リサイクルシステムの確立している商品の購入	29.1%	40.5%	30.4%	69.6%
46	古紙 100%のトイレットペーパーの購入	82.9%	6.6%	10.5%	89.5%
47	空カートリッジのリサイクル	81.9%	13.9%	4.2%	95.8%

表 2 - 5 省エネ対策の問題点に関する調査結果

	問 題 点	該当する	該当しない
1	パソコン・プリンター等の増加による電気使用量の増加	65.1%	34.9%
2	メールや財務会計システムの導入によるプリントアウト数の増加（紙使用量の増加）	57.0%	43.0%
3	省エネ対策に対する職員の意識の低さ	24.4%	75.6%
4	施設の老朽化により効率的な省エネが困難である（不効率な暖房など）	76.7%	23.3%
5	冬期間の暖房設定温度が低すぎるため寒い	47.7%	52.3%
6	間引き照明等によって文書が見難くなる	18.6%	81.4%
7	電気等使用量が施設の利用者の増加に比例するため、電気等使用量の削減が困難である	37.2%	62.8%
8	緊急又は臨時の稼働が多いため、電気等使用量の削減が困難である	12.8%	87.2%
9	省エネ対策を実施したとしても、その行動結果（成果）が見えない	47.7%	52.3%
10	省エネ対策に関する情報の不足	41.9%	58.1%

3) 今後の取組み

平成 16 年度における温室効果ガス排出量は、基準年度(平成 8 年度)比で 4.44%の減となっています。しかし、全市有施設のエネルギーに関しては、新增築に伴う公共施設の増加などから電力量、油類等の使用量が増加し、既存施設においても電力量・油類等の使用量が増加傾向にあります。職員へのアンケート調査結果から、省エネの取組状況は高いものと判断できますが、今後は、電力等のエネルギー削減に向けなお一層の取り組みを進めていく必要があります。

また、施設の老朽化により効率的な省エネ対策を実施できない施設があり、また低公害車の導入台数がまだ少ないことから、将来的には、省エネルギー型施設への転換や低公害車導入数の増加などハード面での整備についても検討していく必要があります。

4) 地球温暖化防止を目的とした国際交渉

平成 4 (1992) 年、気候変動枠組条約が採択され、先進国に対する温室効果ガスの削減目標値が定められましたが、目標は達成されませんでした。平成 7 年から気候変動枠組条約締約国会議 (COP) が開催され、平成 9 (1997) 年の第 3 回京都会議において、先進国及び市場経済移行国の温室効果ガス排出量の削減に関する数値を定めた京都議定書が採択されました。その後、同議定書の発効要件が満たされていませんでしたが、平成 16 (2004) 年 11 月にロシアが京都議定書を批准したことを受け、平成 17 (2005) 年 2 月 16 日、京都議定書が発効しました。これに伴い京都議定書目標達成計画が新たに策定されました。